

内村遺跡出土土器と住居群の変遷

小 林 克

I はじめに

昭和12年の山内清男博士による縄文土器の編年大綱のなかで、その位置づけが明らかにされた大木9式、大木10式土器は、^(註1)言うまでもなく、東北地方南部(陸前)の縄文時代中期後葉を代表する土器である。秋田県は県の北部が、山内博士が昭和12年段階では縄文時代中期後葉部分を未決定のまま留保した東北地方北部に含まれ、奥羽山脈によって太平洋側とは地理的に隔絶した位置にある。しかし、このように仙台湾から遠く離れ、東北南部との土器様相の違いも認められていた地域であっても、比較的早い時期からこの両型式名は用いられ、県内出土の縄文土器変遷の流れの中での位置づけの検討と、他地域の出土資料との対比が試みられている。

昭和35年の『秋田県史考古編』の中で大和久震平氏は、三又清水、仙北・大面など3点の大木9式土器と、仙北・同心坊清水の大木9式並行土器1点、仙北・小山田出土とされる大木10式土器1点、それと県北部の円筒土器分布圏で円筒土器に後続する大木9式期並行土器として能代・相染森遺跡出土土器1点を図示している。^(註2)これらの資料は掲げられた図を見ても断片的なものであるが、一応、大木9式土器については渦巻文の退化すなわち流動化、楕円形沈線が囲む斜行縄文の浮文化、磨消縄文の多用、また大木10式土器については磨消縄文の発達、区画文内部の撚糸文の多用と、それぞれの型式の特徴と推移が述べられている。

次いで昭和42年『秋田県の考古学』の中で豊島昂氏は、大木9式土器に比定される県内資料は断片的なものばかりであるとして具体的に言い及ばなかったが、大木10式土器については、^(註3)袖野遺跡、ワブロ台遺跡の2点の資料を挙げてその特徴を述べられている。豊島氏はこの2点の資料のうち、袖野遺跡出土土器について「関東地方後期初頭の称名寺系土器」への比定の可能性も考慮されている。豊島氏がどのように「称名寺系土器」と大木10式土器との関係をとらえていたかは、氏自身も「・・・併出の他の土器の様子が不明であるため、積極的にいい切ることができない。」と述べているように、定かではない。資料蓄積の進んだ現在の知見からすれば、図示された資料は大木10式土器の新しい一部分を占める土器であるように見受けられる。『秋田県の考古学』は、吉田格氏によって称名寺貝塚の報告がなされた7年後に刊行されているが、

このころの関東地方では称名寺式土器の存在は広く確かめられていても、まとまった資料に欠けていた^(註4)。この数年後には、称名寺式土器の独立した型式としての存在が疑問視されはじめ、加曽利E式末期の土器や堀之内I式土器との併存が考えられるようになったといわれる。^(註5・6)一方、東北地方では大木9式土器についての細分案が示されはじめていたものの、^(註7)大木10式土器については資料的にも少なく、まだその気運の興っていない時期である。豊島氏の袖野遺跡出土土器への評価、すなわち大木10式土器の範疇でとらえながらも関東地方の後期初頭の土器型式に比定する見方は、東北地方での大木10式土器の型式把握が不十分な時期に、関東地方の未だ定まらない編年観を受けてなされたもののように思える。しかし、同時にそうした状況下で数少ない県内資料から、大木10式土器の細分の可能性を認めたものと受けとめることもでき、県内の研究も少しづつながら新しい段階へ進みつつあったことを教える。このような豊島氏の見識と土器型式把握のための積極的な姿勢は、現在なお範として余りあると言えるであろう。

『秋田県史考古編』『秋田県の考古学』とも、昭和40年代前半までのごく限られた県内資料をもとにまとめられている。この後、40年代後半のころから、次第に大規模調査による大木9式、大木10式期の資料が増加し、資料のまとまりが遺跡単位で把握可能になる。こうした状況は現在もなお継続しており、雄物川流域だけをとっても多くの遺跡が調査されている(第1表)。大規模調査での資料増加は単に当該時期の土器の量的な面に現れただけではない。それと共に多くの遺構が調査され、とりわけこの中期後葉の住居跡の数は、県内縄文時代各期のなかでも突出したものになった。このような状況を生み出した遺跡には、平鹿郡増田町梨ノ木塚遺跡、^(註8)仙北郡千畑町内村遺跡、^(註9)秋田市御所野台地遺跡群(坂ノ上A遺跡、^(註10)坂ノ上E遺跡、^(註11)下堤E遺跡、

第1表 雄物川流域の縄文時代中期後葉の遺跡と住居跡軒数

遺跡名(所在地)	支流名	軒数	遺跡名(所在地)	支流名	軒数
道地(山内村)	成瀬川	5	湯ノ沢C(秋田市)	岩見川	6
内村(千畑町)	丸子川・釜淵川	31	湯ノ沢D(〃)	〃	8
黒倉B(田沢湖町)	玉川	4	湯ノ沢H(〃)	〃	3
東高野(神岡町)	玉川・雄物川	1	下堤B(〃)	〃	5
米ヶ森(協和町)	荒川	9	下堤G(〃)	〃	1
駒坂袋I(雄和町)	雄物川	2	下堤E(〃)	〃	28
鹿野戸(〃)	〃	1	下堤F(〃)	〃	18
餅田沢II(河辺町)	岩見川	3	坂ノ上A(〃)	〃	1
石坂台I(〃)	〃	3	坂ノ上E(〃)	〃	36
石坂台II(〃)	〃	1	坂ノ上F(〃)	〃	6
石坂台VII(〃)	〃	1	地藏田B(〃)	〃	32
石坂台区(〃)	〃	3	地方(〃)	〃	15
松木台III(〃)	〃	3	台A(〃)	〃	6
風無台I(〃)	〃	2	台B(〃)	〃	1
湯ノ沢A(秋田市)	〃	1	野畑(〃)	〃	8
湯ノ沢B(〃)	〃	17			

下堤F遺跡^(註12)、湯ノ沢B遺跡^(註13)、地蔵田B遺跡、台A遺跡^(註14)など）、北秋田郡比内町本道端遺跡^(註15)、鹿角市天戸森遺跡^(註16)、北の林II遺跡^(註17)などがある。そして、こうした中期後葉の集落遺跡の調査によって、ようやく秋田県内の大木9式・大木10式土器およびそれに並行する土器の研究にも、出土地点の確かさという資料の質的側面での保証が得られたことになる。

現在のこのような資料集積の状況は、縄文時代中期後葉を対象とした研究に二つの方向性を与える。まず昭和50年代以降、おもに南部の太平洋側を中心に進められてきた中期後葉の土器編年の作業に、北部日本海側の地域も組み入れることである。これには昭和12年の山内博士の編年大綱で明らかにされ、その後土器以外のより広範な文化細目の違いとしても鮮明にされつつある、縄文時代早前期以来の東北地方北部と南部の土器様相の違いも、地域性の問題として当然視点に据えられるであろう。加えて先史・原史を通じて頻繁に交流の行われた北陸地方との編年関係も重要になろう。そしてこの日本海側の縄文時代中期後葉の土器型式とその編年に対しての認識が得られた時点で、研究段階は次の方向へ向かい、土器型式を指標の一つにした個々の集落跡の構造分析と復元作業へ進展する。これにはより細分された時間尺度としての土器型式の概念が用いられなければならないことは勿論であるが、時間・空間の尺度、あるいはそれによって規定される集団表徴としての土器型式とは別の概念も必要となってくるかも知れない^(註18)。無論、この中期後葉の集団そのものを研究の対象とし、その様態を浮き彫りにするためには、ひとり土器のみばかりではなく、他の様々な遺物やその出土状態から得られる情報も動員されなければならない。さらに、巨視的に言うよりはこうした作業の最終段階として、いわゆる「ロング・ハウス」から円形基調の「複式炉」をもつ住居へ、さらにそれを失う住居へという中期中・後葉から後期初頭の住居形態にも示される歴史的变化や、地域を異にする「敷石住居」分布圏との相異についても、集団構造の差異を鍵にして接近可能となるであろう。

小稿では、このような展望に立ち、その最初の一步として現在まで蓄積された資料のなかから、県南部の内村遺跡出土土器の変遷を関連する資料を加えて型式学的に吟味し、併せて集落跡としての住居群の変遷過程をたどる試みを行うものである。

II 大木9式・大木10式土器研究の現状

内村遺跡出土土器への具体的検討に入る前に、現在の大木9式・大木10式土器研究の状況を押さえておきたい。大木9式・10式土器の研究史は深く、最近では全東北を対象として集落分析・住居構造分析もからめて行われるようになってきているが^(註21)、ここでは昭和55年と56年に相次いで発表された丹羽茂氏^(註22)と柳沢清一氏^(註23)の研究に焦点を当ててみたい。

丹羽氏は宮城・福島両県の遺跡出土資料を標式資料に用いて、大木9式土器を2段階、大木^(註24)

10式土器を4段階に細分する。各々の型式の内容は、深鉢形の器形や、縦位渦卷文、楕円文、「 $\cap$ 」文、上部反転「 $\cap$ 」文、波状文、連結「S」状文などの術語によって言い表される文様で説明される。細分型式を設定しその内容を説明するにあたって、丹羽氏は基本的に2本の柱を据える。まず第一に資料の遺跡毎ないしは遺構毎のまとまりを重視し、その根本を崩さない。文様や器形に系列上の変化が認められる場合であっても、一括した資料であるかぎりそれらを敢えて分離せず、共伴する土器群中の新旧両様相を示す個体の併存は、その土器群を一括して他の土器群と比較する際の、相対的な新旧関係を裏付ける事実として了解されている。^(註25)第二に東北地方南部の中期後葉の土器は一貫した系統性を保つという認識に立ち、各細分型式はその文様構成原理の一連の変化——縦から横、さらにそれに加えられる制限——を表したものととしてとらえられている。丹羽氏のこのような型式理解の方法に基づいて提示された各細分型式はきわめて分かり易く、明解である。

柳沢氏の型式細分は丹羽氏と対照的に行われる。氏は大木9式土器については基本的に林謙作氏の3分説を支持する。^(註26)そしてこの大木9式の最も新しい段階と、山内博士の設定した大木10式土器の間を埋めるものとして、「上原式」を設定する。「上原式」自体も3段階に分けて説明され、後続する大木10式土器は、4ないし5系列の文様変遷と描画法の変化、文様帯および描線の消長、付加的に施される装飾要素の採用と消滅、器形の変化などによって、5段階に細分されている。柳沢氏の型式細分の方法には、東北地方縄文時代中期後葉の土器変遷を、他地域と連動した動態としてとらえようとする特徴がある。土器群の変遷を証明する層位的な事実は、そのまま細分型式の設定に結び付かない。層位的な事実の組み合わせにより一旦変遷の見通しが得られれば、それを枠組みとして、個々の土器から抽出される文様系列、器種系列に分解したうえで具体的変遷の再構築を試みる。このような方法によった結果、氏の細分型式はその内容が明らかにされるというよりも、内容の変遷と変節点が強調される。例えば「上原式」は、大木9式土器、大木10式土器とは文様系列の上で明らかに分節された「一系統の連続」と認められて、型式設定が行われている。さらに細分型式を動態として把握しようとする氏の姿勢は、加曾利E3式、加曾利E4式との相互影響を、細分型式変遷の変節点の中に認めようとするにも現れている。「上原b式」のS字文系土器の関東・東海地方への流入、「上原c式」と加曾利E3式末期の文様表現の共通性、「上原c式」から大木10式への——すなわち氏の言う「アルファベット文」土器から「アルファベット連結文」土器への——変節点における加曾利E4式初期の土器の影響などがそれである。

丹羽氏、柳沢氏の型式細分をたとえれば、それぞれdigital、analogに行われたと言うこともできるであろう。丹羽氏の細分型式が層位的な裏付けによって明確であり、柳沢氏のそれは個々の内容において複雑でありながらも優れて分析的で、東北・関東地方の土器変遷のダイナミ

ズム把握を指向して成果を上げたものと言って良いであろう。

大木9式・大木10式土器の細分は両氏いずれをとっても、東北南部、宮城・福島両県の資料を中心にして行われているが、この両氏の研究以後、東北北部を対象にした成田滋彦氏や本間宏氏の研究が発表されている。^(註27)成田氏、本間氏の研究は東北北部の中期末から後期初頭の土器様相を論じたものであり、秋田県内の当該時期の土器理解にも大きくかかわる。また県内資料の増加は前述したとおりであるが、隣接各県での資料蓄積もめざましく、最近では岩手、大迫町・観音堂遺跡の良好な資料が公にされ、中村良幸氏による詳細な分析もなされている。^(註28・29)いずれこのような研究や関連する資料に対しても、さらに注意を重ねていかなければならないと考える。^(註30)

III 内村遺跡出土土器の検討

内村遺跡の住居群の変遷をたどる作業はⅤ章で行うが、その前に土器群の変遷を見ておきたい。内村遺跡の出土土器の検討を行うにあたっては、丹羽、柳沢両氏の土器変遷観の多くを措定された基礎事項としておこなった。両氏の型式細分の姿勢は先に述べたように対照的でそこから生じる認識の差もあるが、少なくとも内村遺跡出土土器が関係するような変遷については両氏ともその基本的な流れの把握は同様になされていると推察したからである。

以下に、土器観察から得られる幾つかの事項とあわせて、私見を交えながら確認してゆきたい。この作業には県内出土の他遺跡の資料も用いる。

1-1 単位区画文について

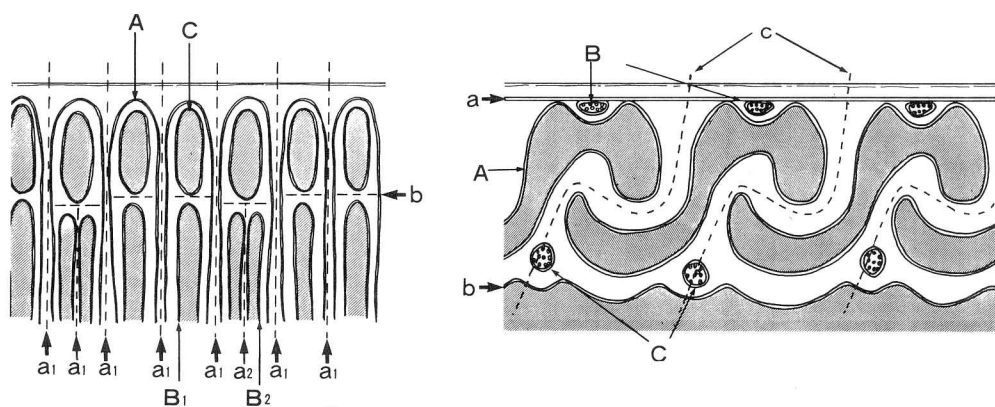
中期後葉の土器について見る限り、施文される文様全体は、縄文・刺突・沈線・隆線・貼付文などの描画手法を組み合わせる区画文で構成されている。小稿で用いる逆「U」字状懸垂区画文、横位「S」字状区画文や丹羽氏の言う「∩」文、「C」文、柳沢氏の言う各種のアルファベット文はこれにあたる。これらの区画文は器面に施される文様を、意識されて描かれた「かたち」として見た場合その構成要素であるが、それ以上に分割することは、文様を縄文、刺突などの描画手法に分解することになる。したがって、区画文は最小の単位文様である。

中期後葉の土器に単位文様として描かれる区画文——以下、単位区画文と呼ぶ——は、幾つかの性質をもっている。

まず単位区画文自体にも、器面を幾つかの描画面に分割して描かれる文様と、おもにそうして描かれた文様の隙間に充填的に加えられる文様とがある。前者を「主単位区画文」、後者を「副単位区画文」と呼ぶことにしたい。主単位区画文には先にあげた逆「U」字状懸垂区画文、

縦位楕円文、横位「S」字状区画文、「C」字状区画文などがあり、副単位区画文には刺突文充填の円形文、矮小化した「C」字状区画文などがある。これらの文様を用いた描き方には、主単位区画文だけで構成する場合と、主単位区画文と副単位区画文が組み合わせられる場合とがある。主単位区画文と副単位区画文とが組み合わせる例には、第7図—5,6のように、後者が前者に組み込まれ、一体となって描かれるものもある。こうした場合は副単位区画文は主単位区画文の描かれた後の残りの空間に充填されるのではなく、後述する「分割指示線」とともに、主単位区画文の割り付け位置を指示する積極的な役割を担っている。また、主単位区画文と副単位区画文との区別が不明瞭である場合（第4図—3、第8図—1,2）もある。さらに本来各々が独立しうる主単位区画文であるのだが、両者が「組み合わせ」により副単位区画文的に對に描かれて1単位となる場合（第3図—3）や、一方の単位文様が他方の一部と「連結」することで、1単位の中に主単位区画文的な部分と、副単位区画文的な部分が生じる例（第7図—3）もある。

単位区画文が器面に割り付けられるとき、様々な工夫が凝らされる。まず割り付けに先立って器面が幾つかの縦割りの面に分割される。単位区画文が横位に展開する土器では、文様施文部位の下端が決定される。この段階で一応その大きさと単位数が決まり、割り付けの準備が整ったことになる。



第1図 単位文様の割付

〈「入子構成」の器面分割と単位文様の割付け〉

単位区画文を割付けるにあたっては以下の手順がとられる。縦割りの分割線 a_1 に沿って、分割される空間内に逆「U」字状懸垂区画文Aを割付ける。さらにその内部に水平割りの分割線bを設け、上下2段の空間内に縦位楕円区画文Cと逆「U」字状区画文B₁、B₂を割付ける。この際、縦割り分割線 a_1 の分割する空間の2つおきの区画内には、縦割分割線 a_2 によってさらに2分され、逆U字状懸垂区画文B₂が振り当てられる。器形との関係を見ると、水平割りの分割線bが体部最大径部位に一致する（第7図—2）。

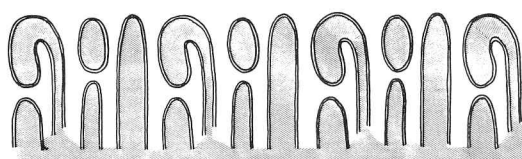
〈「横位S字状区画文」の割付け〉

文様帯区画沈線aによって口縁部の無文帯部位と体上半部の文様施文部位を区画する。この文様帯区画沈線に沿って副単位区画文の横位楕円文Bを等間隔に配置する。次いで体下半部に分割指示線である波状文bを、その波頂部が副単位文様円形文Cを背負うように、對にして割付ける。この際、波状文bの波頂部、円形文C、横位楕円文Bとも対応する位置におかれる。この3つの文様の位置を基準として横位「S」字状区画文Aが割付けられる。主単位区画文である横位「S」字状区画文Aは、副単位区画文B、Cと分割指示線bの位置を基準にした斜位に配置され、その末端は咬み合う形となる。したがって主単位区画文はクランク状の分割線Cに沿うことになる（第7図—5）。

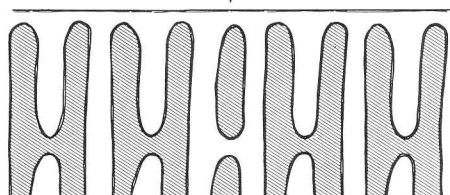
縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文、縦位渦巻区画文は縦割り面の範囲内で上下に配置されることがある（「組み合わせ」）。この場合には縦割りの面をさらに上下に2分しておく必要がある。また、このようにして分割された空間の上下段いずれかがさらに縦割りに2分される場合もある（第1図-1、第7図-2）。「組み合わせ」による単位区画文では、縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文のセットがさらに別の逆「U」字状懸垂区画文によってくくられることもある（「入子構成」／第1図-1、第7図-2）。他に「入子構成」にセットになった単位区画文には、縦位楕円文中に施される逆「C」字状の区画文（第4図-16）や、同じく縦位楕円文中に施される蛇行沈線文（第4図-15）や、縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文が施される縦割り空間の3列分を一まとめにする「H」字状区画文などの例がある（第3図-1、2、第7図-4）。

横位に展開する単位区画文には、横位「S」字状区画文、「C」字状区画文、「e」字状区画文などがあるが、これらの文様が割り付けられる際には、文様施文部位の下端に器面を一周する沈線で波頭（状）文が描かれることが多い。この波頭（状）文は、文様施文部位の下端を画するとともに、文様施文部位に縦割りの指示を行うという役割を果たしている。すなわち、縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文、縦位渦巻区画文などは土器面に割り付けられれば、自律的に縦割り面を形成するが、横位に展開する文様では自身にそうした働きがなく、単位区画文単独の施文では割り付けに混乱が生じてしまう（第3図-1、第4図-3, 12、第8図-1, 2）したがって、横位「S」字状区画文、「C」字状区画文、「e」字状区画文などが規則的に配列するためには文様施文部位をあらかじめ縦に等分割して、文様展開の目安を作る必要がある。波頭（状）文は「分割指示線」として、その上に描かれる横位展開の単位文様に規制を与え、それらを整える働きをしている。このような働きは、土器面を一周するという、横位展開の単位文様にはない分割指示線独自の性質によって達成される。

最後に単位文様と「変異型」について述べる。変異型はおもに「連結」と「図と地の逆転」



① 第7図-3



第2図 単位文様の集約化 ② 第7図-4

〈単位区画文の「図と地の逆転」〉

①の上部反転逆「U」字状懸垂区画文の構成は、第7図-1のような逆「U」字状懸垂区画文と縦位楕円文+逆「U」字状懸垂区画文の交互配置を基本型とした変異型である。第7図-1のような基本型と①のような変異型を基本として、「図と地の逆転」の操作が行われ、②のような「H」字状区画文が生まれる。これもまた変異型である。図柄（この場合は縄文施文部分）、地文（無文部分）の転換には、各単位区画文上端を開放し、単位区画文間を閉じて行われる。②では、1単位だけ、上下2段「組み合わせ」による縦位楕円文が残される。基本的には18分割された縦割りの面に文様構成されるが、結果的には2種類・5単位の文様が描かれたことになる。

によって生じる。

逆「U」字状懸垂区画文にはその変異型として、上部の反転するものがある（第2図—1、第7図—3）。先に主単位区画文と副単位区画文の形成でも触れたが、この変異型は逆「U」字状懸垂区画文とそれにとりあう縦位楕円文とが連結したものと理解できる。また横位「S」字状区画文には、その末端を互いに他のそれとかみ合わせるもの（第5図—5、第7図—5,6）と、自己の渦の中に抱え込むもの（第5図—6,12）とがある。前者の文様構成をとる土器はそれぞれの単位区画文が連結すると連結「S」状文（丹羽氏）、アルファベット連結文（柳沢氏）へ変化するが、後者は「e」字状区画文の開放する側の末端を連結してできたものと理解できる。「図と地の逆転」の基本的な原理は他の時期の縄文土器にも認められるが、中期後葉の土器にも特徴的に認められる。縦位楕円文と逆「U」字状懸垂区画文を縦に「組み合わせ」て1単位とした文様と、1単位の逆「U」字状懸垂区画文を交互に並べて文様全体を構成する土器（第7図—1）は、無文部分がH形の構図をとる。縄文充填の区画文内部（図）とその外側の無文部分（地）との間に逆転が起これば、第3図—2、第7図—4のような「H」字状区画文ができる。

「連結」「図と地の逆転」とも単位区画文に対して共通した作用がある。その一つは単位区画文を集約し単位数を減らす働きである。第7図—1の土器はその単位区画文の種類・数を2種14単位と数えられるが、第7図—4の土器では2種5単位である。第7図—1の土器にそのまま「図と地の逆転」が起きれば1種7単位と、単位区画文の種類・数とも半減する。また第7図—3の上部反転の逆「U」字状懸垂区画文の施された土器では連結した部分を1単位として見れば、その単位区画文の種類・数は3種10単位であり、連結する前の基本型では2種20単位と数えられるから、この場合も種類で2/3、数で1/2の単位区画文の集約化が行われている。またこのような集約化が、第7図—5、6のような土器の単位区画文の連結過程に起こることは、すでに丹羽氏、柳沢氏の見ている通りである。

1—2 施文・調整法（写真図版）

単位区画文の割り付けとかかわって、文様の施文・調整の方法も注意されなければならない点である。

内村遺跡の土器を観察したかぎりでは、土器成形後の文様の施文は以下のようにおこなわれている。

- i 器面への文様割り付け
- ii 縄文・刺突文の施文
- iii 割り付けに沿っての沈線描画
- iv 無文部分の器面調整

ほとんどの土器の文様施文はこのi~ivの手順でなされる。また文様が沈線ではなく隆線によって構成されている例もある（第5図—1, 11, 12, 14~16）が、これも基本的にはこの順序の中のiiiの工程を入れ換えて行なわれる。

i 器面への文様割り付け

文様構成がイメージされて、割り付けが行なわれる。この際、器面をいくつかの面に分割する作業や、文様施文部位、幅の設定が型式のもつ規則に則って行なわれる。器面の分割には副単位区画文、分割指示線、あるいは主単位区画文自身が用いられ、また主単位区画文、副単位区画文の均衡する配置もこの段階で決められる。iiiの段階で上書き、粘土紐貼付けをうけ、またivの段階で無文（化）を徹底するための調整がなされるため、割り付けの痕跡が実際の器面で観察されることはまずないが、粘土表面が柔らかい段階でもあり、たとえば指の腹でなぞって描くようなことで充分と考えられる。

ii 縄文・刺突文の施文

主単位区画文内の縄文、副単位区画文内の刺突文などを割り付けされた中に充填する。縄文の施文は、割り付けされた文様の伸びる方向に沿って原体を転がす。したがって文様に曲線部分がある場合には、割り付けされた区画内に収まるよう頻繁に回転方向を変える（写真図版—5）。また、分割指示線である波頭（状）文の下位では、基本的に縄文原体の回転方向は縦位である。施文される原体は2段のRLの撚紐が多く、これにLRのものが若干混じる。また、3段のRLRの撚紐を用いる例（第5図—10）や、0段多条のRLの撚紐を用いる例（第3図—5、写真図版—4）、1の撚りの撚糸文を施文する例（第6図—2）もある。刺突文は円形文など区画内に充填的に施文されるものでは、先端の円い棒状工具が用いられ、おもに下から上へ向かって器面に斜めに施文される。刺突文にはこの他、沈線描画後、沈線に沿って器面に垂直に施される円形竹管を用いるものや、帯状の無文部分に斜めに施されるもの、沈線の溝底に連続して施すものなどもある。

iii 割り付けに沿っての沈線描画

割り付けに沿って沈線が上書きされる。沈線の断面によれば、施文に用いられる工具は先端の円い棒ないしはへら状のものが多く用いられているようである。この後に無文部分の調整が行なわれるので、あるいはその調整に用いられるものと同じ工具であることも考えられる（写真図版—3）。

隆線で区画文を描く土器では、細い粘土紐が貼り付けられ指ではさみ込みながら断面が三角形になるよう調整する。この際、割り付け内の区画に沿った部分の縄文は、粘土で覆われたり、指頭で消されたりする（写真図版—2）。さらに、調整する指頭の運びで凹線を同時に描く場合もある（第5図—12）。また第5図—1の土器は、波頭（状）文に沿って貼り付けられた粘土紐

の上面が、ヘラ状工具で調整されて一部幅の広い隆帯となっている。

iv 無文部分の器面調整

単位区画文施文後の無文となる部分をその展開する方向に沿って調整する。調整は一部沈線の中にまで及ぶこともある。無文とされる部分が単位区画文部分よりも大きく削り込まれて、単位区画文を浮き出すようにしたもの（第5図-13）や、逆に無文部分に新たに粘土を貼り付けて単位区画文部分を沈み込ませたもの（第4図-10、第5図-1）もある。

文様の施文・調整は概ね以上のように行なわれるが、まれにiとiiの工程が逆になる場合（第5図-2, 3）もある。第5図-2の土器は縄文の原体に器面を上から下まで一括して施文する絡条体が用いられているため、無文部分は施文された縄文上に別に粘土を貼り付けて作られている。また第5図-3の土器では縄文施文部分に対して、あらかじめイメージされた文様構成が無文部分の占める割合の小さなものであるため、逆の工程をとったと考えられる。

1-3 器種・器形について

東北北部での縄文時代中期後葉の土器の器種は概して少ない。その中では深鉢が圧倒的な量を占め、これにごく少量の鉢、浅鉢が伴う。注口土器は器形の全体を知ることのできる資料は数少ないが、注口部分の破片の出土例はあるから、鉢、浅鉢と同じ程度には用いられていたものと考えられる。また壺と断定できる器形のものもかなり限定されている。内村遺跡では注口部分の破片、頸部の屈曲部分に付けられた橋状の把手の破片はいくつかあることから、いずれも少ないながら他の器種とともに用いられていたと考えられる。

内村遺跡の深鉢資料には、平縁のもの（第3図-2, 6, 8、第4図-1, 2, 5, 7, 11, 12, 14, 16、第5図-1, 5, 13）と波状口縁のもの（第3図-7、第5図-11, 12）とがある。波状口縁の土器の波頂部は2単位（第5図-11）と4単位（第5図-12）である。これらの深鉢は口縁から体部上半で外側に反り、体部中央から体部下半にかけて膨らむが、器面に施される単位文様との間に相関する関係が認められる。すなわち、比較的古い様相を示す逆「U」字状懸垂区画文や、縦位楕円文の描かれる土器では体部の膨らみが上位にある（第3図-7）か、外反する口縁以下体部下半まで直線的に降りる（第3図-8）。類例として第7図-1, 2をあげることができる。これに対し、より新しい様相をもつ横位「S」字状区画文などの施される土器では体部の膨らみがかなり下位にあり、単位文様は体部上半の幅広い外反部分に描かれる（第5図-5, 6, 10, 12）。そしてこれらの単位文様の分割指示線である波頭（状）文は、この体部下半の膨らみ直下で器面を一周する。類例として第7図-5をあげることができる。

ごく大まかに、縦割り区画の縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文などの単位文様が描かれる深鉢は内湾する例（第7図-3）やキャリパー形となる例（台A遺跡14号住居跡新炉埋設土器）があるものの、概して——恐らくより新しい段階では——体部上位の最大径部分から直線

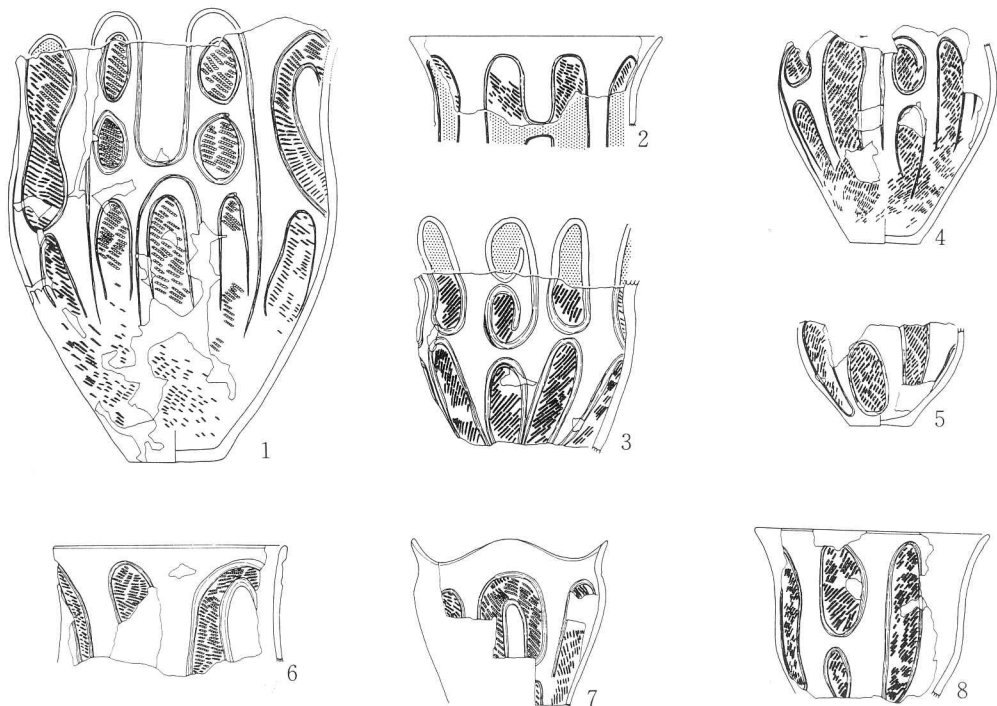
的に降りるプロポーションを、横位「S」字状区画文、「C」字状区画文、「e」字状区画文など、相当幅の描画面を必要とする横位展開の単位区画文の描かれる深鉢は、体部下半に体部最大径をもつため下膨れのプロポーションを呈する、と見ることができる。

2-1 内村遺跡出土土器の各段階

内村遺跡で検出された合計31軒の住居跡のうち、いくつか重複してみつかった組がある。既に報告書の土器展開模式図でも、住居跡の切り合い関係による新旧関係が矢印で示されているが、それらの中で内村遺跡の土器群をもっとも良く分離する指標は、S I 13、S I 21、S I 22住居跡の炉埋設土器に示されていると言って良いであろう。これらの住居跡の切り合いの関係は、この順に新しい。ここではこれらの炉埋設土器によって、内村遺跡出土の土器群を3段階にわけ、その変遷を文様に重点をおいて跡づけてみる。

内村第Ⅰ段階（第3図）

S I 13、S I 58、S I 60各住居跡の炉埋設土器、並びに遺構外出土土器のうち、報告書第88図の資料をこの段階に充てる。基本的にこの段階では単位区画文は縦位に構成され、逆「U」字状懸垂区画文（4, 5, 8）、縦位楕円文（1, 3, 8）、縦位渦巻文（3, 4）や、それらの「連結」型である上部反転の逆「U」字状懸垂区画文（6, 7）が描かれる。「図と地の逆転」に



第3図 内村第Ⅰ段階の土器群

1; S I 13炉埋設土器 2; S I 58炉埋設土器(西側) 3; S I 58炉埋設土器(東側)
4; S I 60炉埋設土器(東側) 5; S I 60炉埋設土器(西側) 6~8; 遺構外

よって「H」字形に再構成された単位文様（1，2）もある。1の土器は単位文様に「C」字状区画文が採用され、かつ「入子構成」に組まれるなど、「連結」「図と地の逆転」など変異型を生み出す操作が行なわれた土器とともに、次の段階への繋りを示す。

内村第Ⅱ段階（第4図）

S I 12炉埋設土器、S I 21炉埋設土器および住居跡内出土土器、S I 23出土土器、S I 29炉



第4図 内村第Ⅱ段階の土器群

1. 8. 12; SI 34住居跡内 2. 7; SI 37 (2 炉埋設土器、7 南部焼土中)
 3. 11; SI 21 (3 炉埋設土器、11住居跡内) 4. 10; SI (4 炉埋設土器、10 炉南西側床面)
 5; SI 69 炉埋設土器 6; SI 29 炉埋設土器 9. 16; SI 51 住居跡内 13; SI 56 炉埋設土器
 14; SI 23 住居跡内 15; SI 12 炉埋設土器

埋設土器、S I 34出土土器、S I 35炉埋設土器および住居跡内出土土器、S I 37炉埋設土器および住居跡内出土土器、S I 45炉埋設土器、S I 51住居跡出土土器、S I 56炉埋設土器、S I 69炉埋設土器をもってこの段階に充てる。文様の縦位構成が崩れ、単位区画文も第Ⅰ段階の上部反転の逆「U」字状懸垂区画文から変化した縦位渦巻状区画文（1, 2）や、まだ定型化しない段階の横位「S」字状区画文（3）、「e」字状区画文（4）が描かれる。また連続波状区画文（7, 8, 9）は、大きく振幅を繰り返しながら器面を一周するという点で次の段階の波頭（状）文と共通する。この段階で比較的整然とした割り付けがなされるのは、「C」字状区画文（10, 12, 13, 14）や、2重の横位楕円文（11）、「C」字状区画文からの派生が考えられる「入子構成」の縦位楕円文などであるが、前2者では副単位区画文としての円形区画文が主単位区画文の間に配置されて、文様の割り付けを容易にしている。しかし、概してこの段階の主単位区画文は相互に関連する度合いが低く、文様自体の展開方向やその配置もバラバラである。すなわちこの段階では縦位の文様構成の原理が崩され、横位構成の規制が働くようになるまでの間、単位文様の規則的配置を支える構成原理がきわめて弱くなったことが示されている。

内村第Ⅲ段階（第5図）

S I 22炉埋設土器、S I 31炉埋設土器および住居跡内出土土器、S I 50炉埋設土器、S I 52住居跡内出土土器、S I 54炉埋設土器および住居跡出土土器、S I 59炉埋設土器および住居跡出土土器、遺構外出土の報告書第89図1, 2の土器をもってこの段階に充てる。この段階での特徴は、文様割り付けの分割指示線として波頭（状）文が描かれ、単位区画文が整然とした配置をとることである。波頭（状）文、ことに波頭文ではその波頂部が口縁直下まで伸びて、主単位区画文的に描かれる場合もあり（1, 2, 3, 4, 10）、そうした類いでは波頭文を描く沈線の運びを変化させて、上下2段の波頭文とする例（10）もある。単位区画文には横位「S」字状区画文（3）、「e」字状区画文（6, 7, 12）、横位の楕円文（13）、二重の横位楕円文（8）がある。前段階で比較的整然と描かれていた「C」字状区画文は、分割指示線によって整理され、「e」字状区画文に発達するか、もしくは矮小化して副単位文様として描かれるようになる（6, 8）。また、前段階までは区画文の描画に沈線のみが用いられていたが、この段階から沈線を広く調整したり、そうした沈線に沿って断面が低い三角形になる隆起線の区画文が現れる（11, 12, 14, 15, 16）。

内村遺跡の住居跡とその複式炉から出土した中期後葉の土器は以上の段階を経てほぼ終息するが、S X 66埋設土器のうち1点は第Ⅲ段階よりも新しい時期の特徴をもつ土器である（第6図—18）。共伴した土器（第6図—17）は第Ⅲ段階でもより新しい部分に属するものかと思われるが、体部の狭い部分の破片であり、確定し得ない。またほかにS I 39住居跡では、頸部に



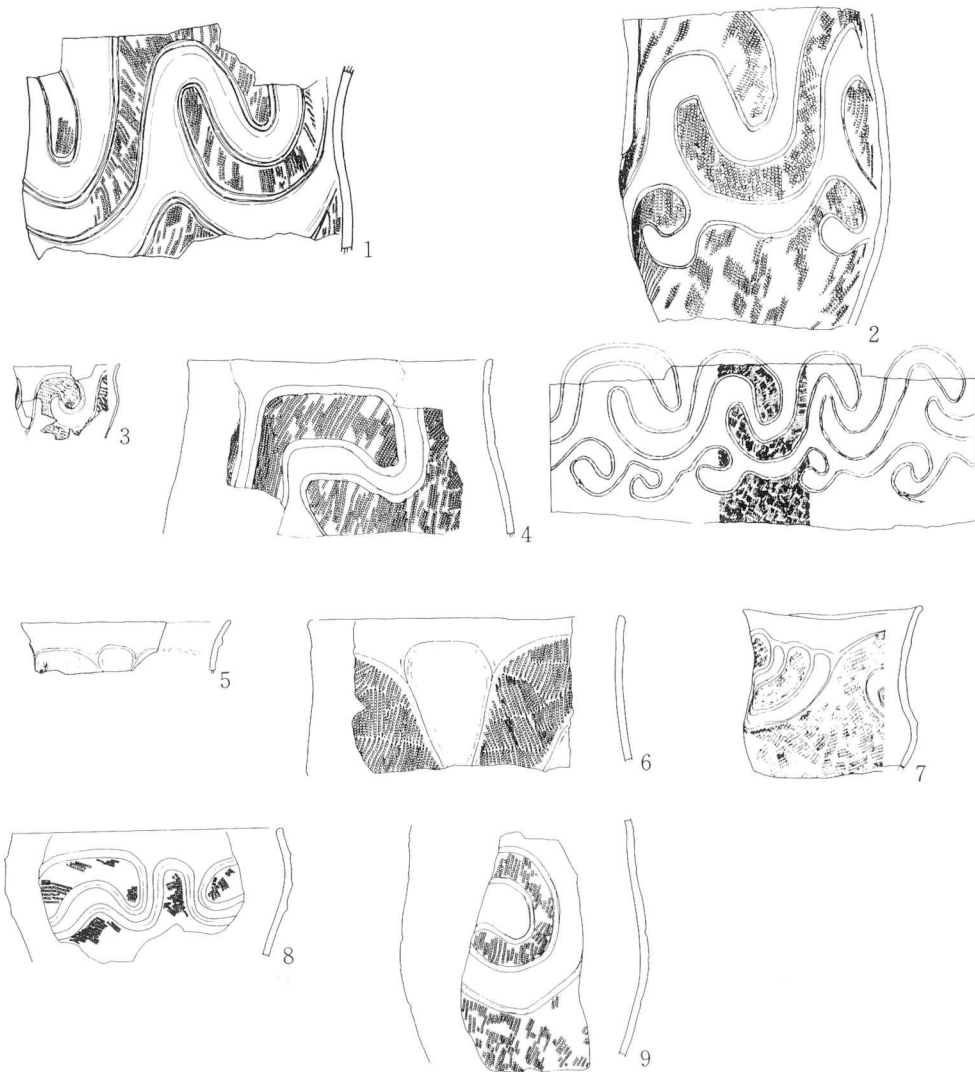
第5図 内村第Ⅲ段階の土器群・その他の土器

1. 8; SI 59 炉埋設土器 (1 外、8 内) 2. 11; SI 45 炉埋設土器 (2 外、11 内)
 3; SI 31 炉埋設土器 (他 1 個体ある) 4; SI 50 炉埋設土器 5. 9; 遺構外
 6. 7. 12. 13; SI 54 (6 炉埋設土器、7. 12. 13 住居跡内) 10. 14; SI 22 (10 炉埋設土器、
 14 西部床直上) 15. 16; SI 52 住居跡内 17. 18; SX 66 埋設土器 19; SI 39 床直上

刺突列と沈線を巡らし、球形の体部には原体の端を細い撚紐で縛って縦位に回転した複節斜縄文の施される土器が、柱穴の脇から出土している（第7図—19）。これと関連する資料には河
 辺町石坂台Ⅷ遺跡S I 04堅穴住居跡炉埋設土器^(註34)や秋田市湯ノ沢B遺跡第7号住居跡炉埋設土器
 などがある。この種の土器は内村遺跡のⅠ～Ⅲ段階の土器とは明らかに異なり、またⅠ～Ⅲ段
 階の土器にともなった粗製土器とも違う。今のところ、内村遺跡出土土器の3段階設定に範と
 した大木9式、大木10式土器とは系統を違える土器と判断するが、ここでは深く立ち入らない
 ことにする。^(註35)

2-2 内村遺跡の各段階土器と他遺跡出土資料の対比

平鹿郡増田町梨ノ木塚遺跡では、2軒の堅穴住居跡（うち1軒は3回の立て替えを行っている）



第6図 梨ノ木塚遺跡出土土器

がみつかっている。

S I 303 竪穴住居跡炉埋設土器（第6図-1）

報告書中では波状文が横位「S」字状区画文の上にくる位置で実測されているが、須藤氏の訂正するように体部下半の湾曲の具合からしても逆位になるであろう。^(註22) 単位文様は調整された沈線とそれに沿った隆線による、末端のかみ合う横位「S」字状区画文である。器形は体部半ばで膨らみ下半部で急にすぼまる深鉢形である。

S I 307 竪穴住居跡出土土器（第6図-2～9）

この住居跡は3回の立て替えを行なった後の住居跡である。図示された資料は8点ある。複式炉の埋設土器は、調整した沈線で描かれた波頭文上に末端のかみ合う横位「S」字状区画文が加えられている（2）。また沈線で描かれた波頭文が口縁直下まで伸びて施文される小形の鉢形土器（3）や、横位「S」字状区画文の展開が矩形に硬直化してクランク状の区画文として描かれている土器（4）もある。また区画文に隆線を用い、幅広の縄文部分が逆三角形の無文部分をはさみこむような構図をとる土器（5、6）や、口縁下まで波頭文を伸ばし波頭文の頂部と波頭文の間に描かれた楕円形区画文の端も隆起線で結ぶもの（7）もある。深鉢の器形は体部半ばで膨らみ、外反する平縁のもの（3～7）と、キャリパー形の平縁のもの（8）とがある。

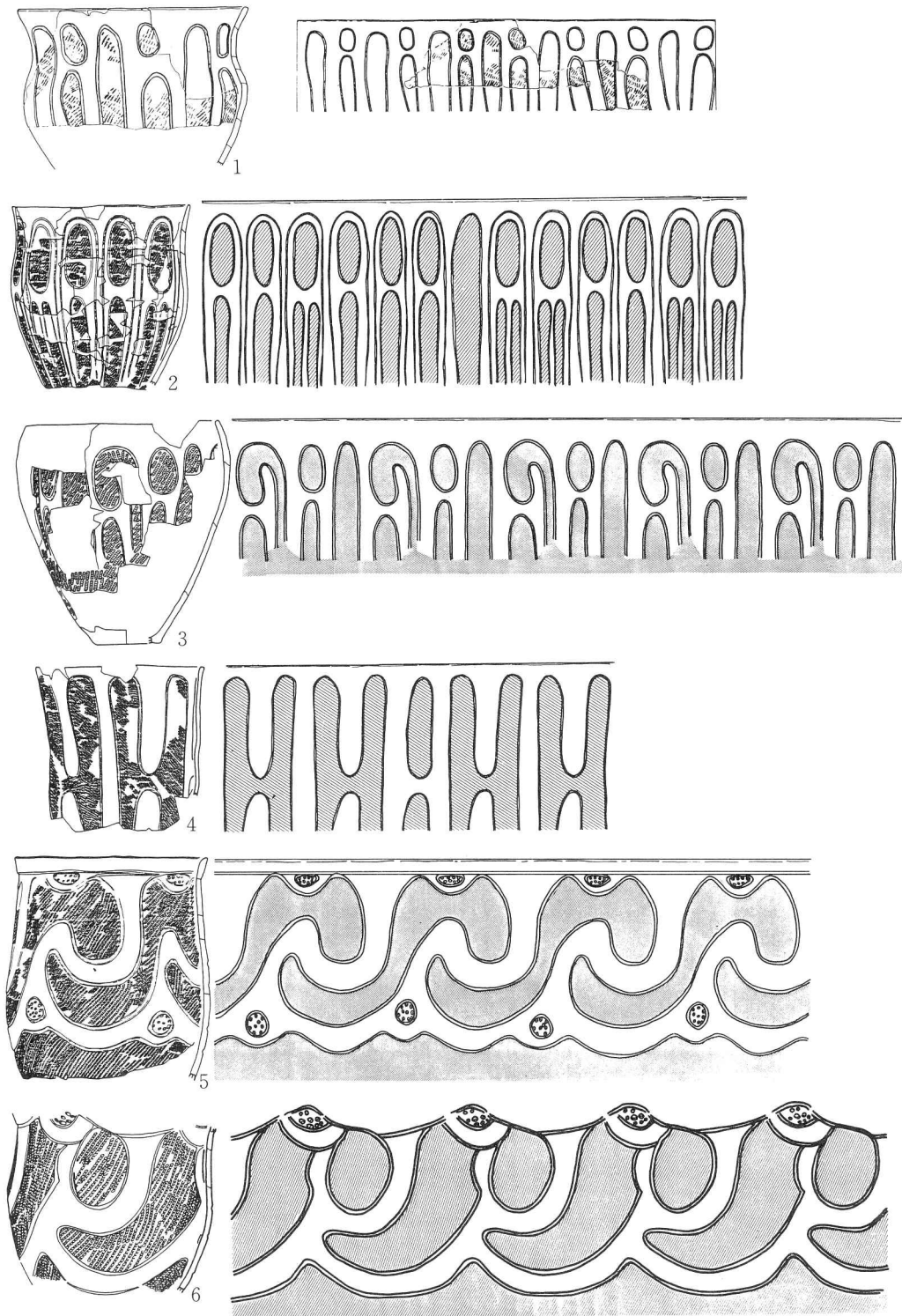
以上の梨ノ木塚例は文様の施文法からは隆線と沈線の2者が認められるものの、構成法や器形からみて時間差は認められない。内村遺跡の例と比較すると一括して第Ⅲ段階の土器群に対比できる。

秋田市御所野台地遺跡群

中期後葉から後期初頭まで19箇所²³の遺跡があり、総数200軒近い住居跡が確認されている。秋田県内では遺構、遺物とも最もまとまった資料が検出されており、この御所野台地の資料と河辺町七曲台地の資料は県中央部の沿岸地域を代表する資料である。この地域での土器に対する型式学的な検討は、本稿とは別に加えなければならないが、とりあえず、遺跡毎の出土資料のまとまりを内村遺跡の土器群と対比したい。

湯ノ沢D遺跡（第7図-2～4）

中期後葉～後期初頭にかけての竪穴住居跡12軒が検出されている。住居跡内からの土器には貼付けによる渦巻文を施すもの、逆「U」字状懸垂区画文を単位文様とするもの、「H」字状の区画文に再構成されたもの、「C」字状区画文を単位文様とするものなどがある。内村遺跡の土器群と対比すれば、第Ⅰ段階に先行するものから第Ⅰ段階、第Ⅱ段階の土器群にそれぞれ対比できる資料が含まれる。



第7図 参 考 図 (1)

1. 宮城県大衡村・上深沢遺跡第3・4層出土
2. 湯ノ沢D遺跡第9号住居跡炉埋設土器
3. 湯ノ沢D遺跡遺構外
4. 湯ノ沢D遺跡第8号住居跡床面
5. 下堤G遺跡第4号住居跡
6. 下堤F遺跡第10号住居跡炉埋設土器

台A遺跡（第8図—1～3）

中期後葉の時期に属する8軒の竪穴住居跡が検出されている。第4号竪穴住居跡では内村第Ⅰ段階に先行するキャリパー形深鉢が炉埋設土器に使用されているが、床面からは内村第Ⅱ段階^(註36)に対比できる土器（第8図—1）が出土している。そのほかの資料では波頭（状）文が描かれ、主単位文様に「e」字状区画文や縦位に配置された「S」字状区画文を描く土器（第8図—3）がある。これに混じって分割指示線をもたない土器（第8図—2）もあり、坂ノ上E遺跡例と比較しながらの対比を行えば、概ね内村第Ⅱ段階から第Ⅲ段階の中間に相当する資料である。

坂ノ上E遺跡

中期後葉に属する竪穴住居跡が36軒検出されている。他に中期末～後期初頭の埋設土器11基がある。この坂ノ上E遺跡の資料はきわめて特徴的である。36軒の竪穴住居跡はほとんど重複のないものであるが、それらから出土した深鉢の文様は、基本的に、単位区画文に末端のかみ合う横位「S」字状区画文をとるか、波頭（状）文を主単位区画文的に口縁直下から施したものによって占められる。内村遺跡例では第Ⅲ段階の土器に対比できるが、その内容としては内村例よりも純粹と見られる。

地方遺跡

炉の埋設土器によって確認したものを含め、中期後葉に属する竪穴住居跡15軒が検出されている。住居跡内出土の土器は主単位区画文に横位「S」字状区画文を施したり、波頭（状）文を主単位区画文的に描く土器で、概ね内村第Ⅲ段階に対比することができる。

湯ノ沢B遺跡

中期後葉に属する竪穴住居跡5軒が検出されている。住居跡内からの土器は主単位区画文に横位「S」字状区画文を基調とした文様を描く。内村第Ⅲ段階に対比できる資料である。

地藏田B遺跡

中期後葉の竪穴住居跡が32軒検出されている。かなり近接して作られた住居跡が多いが、重複関係にある住居跡は坂ノ上E遺跡と同様でない。住居跡から出土した深鉢は基本的に主単位区画文として横位「S」字状区画文を描き、波頭（状）文をその下に配した例が多いが、単位区画文同士が連結する例や、単位区画文を描く沈線と波頭（状）文を描く沈線がひと続きに描かれている土器が混じる。また主単位区画文の連結部に鱗状の貼付文が施されるなどの特徴がある。おそらくは坂ノ上E遺跡の次の段階にくる土器であり、内村第Ⅲ段階に後続する時期のものであろう。

下堤E遺跡

中期後葉に属する竪穴住居跡27軒が検出されている。深鉢に施される文様には横位「S」字



第8図 参 考 図 (2)

1. 台A遺跡4号住居跡床面 2. 台A遺跡2号住居跡炉埋設土器 3. 台A遺跡3号住居跡床面
4. 山形県村山市・中村A遺跡、埋設土器F U 204

状文の頂部が副単位区画文によって分割され、波状文がやはり副単位区画文である刺突文充填の円形区画文を取り込んだもの(第2号住居跡炉埋設土器)や、クランク状に連結した横位「S」字状区画文を施したもの(第28号住居跡炉埋設土器)、柳沢氏のいう「抱球文」に近い構図の描かれるもの(第6号・第18号住居跡炉埋設土器)などがある。また、坂ノ上E遺跡、地藏田B遺跡であるような波頭(状)文が主単位区画文的に描かれる土器はなく、横位「S」字状区画文もほとんどその構成を変えてしまっている。資料的なまとまりから見れば、下堤G遺跡の土器(第7図-5)とともに地藏田B遺跡の資料に後続し、内村第Ⅲ段階より後出の土器群である。

下堤F遺跡(第7図-6)

中期後葉に属する竪穴住居跡18軒が検出されている。竪穴住居跡内の複式炉の構造も次第に崩れ、住居中央からやや壁によった位置に設けられた土器埋設炉と、それと対に設けられる浅い土坑状の掘り込みが認められるに過ぎない。住居跡内からの土器はおもに矩形の構図のものと円形の構図のものに分けられ、これに横位「S」字状区画文の変形されたものが混じっている。横位「S」字状区画文系の土器は下堤E遺跡とほぼ並べて措くことができるが、その他の矩形の構図、円形の構図の土器とも下堤E遺跡に後続する様相を示す土器群である。これも内村第Ⅲ段階より後出の資料である。

以上の御所野台地の遺跡群の資料は、遺跡単位でとらえているため、それぞれ重なる部分のある土器群であるが、土器群の変遷からみた遺跡の新旧の序列を一応整理すると以下になるであろう。

湯ノ沢D遺跡→台A遺跡→坂ノ上E・地方・湯ノ沢B遺跡→

地藏田B遺跡→下堤E・下堤G遺跡→下堤F遺跡

Ⅳ 小結

内村遺跡出土の土器群は、縄文時代中期後葉の一時期を占め、3段階に分けて考えられる資料である。各段階の土器群を林・丹羽・柳沢三氏の細分型式と対比するならば、第Ⅰ段階は丹羽氏の大木9式新段階、林・柳沢氏の大木9c式ないしは柳沢氏の「上原a式」、第Ⅱ段階は丹羽氏の大木10式第Ⅰ段階の一部、柳沢氏の「上原b式」、第Ⅲ段階は丹羽氏の大木10式第Ⅰ段階の一部、柳沢氏の「上原c式」に相当させてみるのが可能であろう。したがって、内村遺跡の土器群は丹羽氏の大木10式第Ⅱ段階以降の土器群、柳沢氏の大木10式の総ての細分型式を含まない、中期後葉にあってもその前半部分に位置づけられる資料である、と言える。ここで問題となるのは、柳沢氏の「上原式」の各細分型式が秋田県内の資料でも成立可能かどうかという点であるが、それは内村遺跡の第Ⅱ・第Ⅲ段階の土器に対する評価に関わる問題でもある。

内村遺跡出土土器各段階の変遷は、いくつか指定された事項——文様構成とそれに関する器形の一側面——をもって以下のようにまとめられる。すなわち、第Ⅰ段階では器面を縦割りにする規制が働き、逆「U」字状懸垂区画文に代表されるような単位数の多い文様が施される。深鉢は体部の最大径がその上位にあり、未だ器形の面で体部上半を幅広い描画面として形成するようなプロポーシオンを必要としない段階である。このⅠ段階の土器群の文様は、「連結」「図と地の逆転」など単位区画文の集約を図る操作を経て、次の第Ⅱ段階に至る。第Ⅱ段階の土器群は単位区画文の集約化が図られたものの、その結果、文様の縦割りの規制は崩れ、いわば規則の極度に弛緩した状態にある。この段階では「C」字状区画文に代表されるような比較的器面の割り付けが自由にでき、それ単独で主単位区画文としても副単位区画文としても配置可能な文様が描かれる。深鉢の体部最大径を示す部位が次第に下がり、次の段階への用意がなされる。第Ⅲ段階へは文様構成の規制が緩んだ第Ⅱ段階の土器に、副単位区画文や分割指示線である波頭（状）文を描き加えて、新たに横位展開の規制を働かせることによって到達する。器面を平均して分割することで、一層文様単位の集約化が進み、末端のかみ合う横位「S」字状区画文に代表されるような相互の関係の強い単位区画文が描かれるようになる。深鉢は体部の最大径部位が下半に降りて、上半に単位区画文の割り付けに充分なだけの幅広の描画面を形成するものになる。

このようにして見た場合に、第Ⅰ段階と第Ⅱ段階との間に働く単位区画文の集約化を一つの指標におくならば、柳沢氏の「上原式」は肯定的に受け止められる。また第Ⅲ段階の土器群に特徴的な単位区画文である、横位「S」字状区画文、主単位区画文的に口縁～体部上半を占める波頭文がほぼ純粹に採用される坂ノ上E遺跡の資料なども、これを補強するものと思われる。しかし、「上原式」が大木10式土器とも文様系統的に分離されて設定されたものである以上、その存在を追認し確言するには、御所野台地の各遺跡での土器変遷を、内村遺跡の土器群より後出の土器を含めてさらに詳しく探る必要がある。

V 内村遺跡住居群の変遷

前節までに内村遺跡出土土器群の3段階の変遷を、おもにその文様を中心にたどって見た。ここでは報告書によって知ることのできる住居跡群の配置が、この土器による3段階とどのように対応するかをみる。この作業によって、先の3段階の土器の変遷が妥当なものかどうかを検討するとともに、同時存在の住居を可能なかぎり抽出してみることにする。したがって、作業は各住居跡の重複関係、複式炉の特徴なども考慮に加えて進める。

報告書によると内村遺跡の調査で検出された住居跡は、竪穴のプランの分かったもの15軒、

複式炉だけが確認されたもの14軒、土器埋設炉のみ確認されたもの2軒の合計31軒である。報告書の記述や配置図中の位置などを整理して表としたものが第2表である。31軒の住居跡のうちS I 69は位置が不明、S I 63は複式炉の石組みのみの確認で埋設土器は後世の攪乱によって壊されている。S I 18については配置図によって位置は確認できるが具体的な記述がなされておらない。また、S I 39については前々節2-1でも触れたように内村遺跡の土器群中にあるのは異系統の土器を出土しており、他の住居跡との重複関係もない。したがって、この4軒の住居跡については作業から除外する。

住居跡の重複関係は土器群の分析の指標にもなったS I 13、S I 21、S I 22の3軒の住居のほか、以下の住居跡間で確認される（矢印方向に新しい）。

第Ⅰ段階の土器群伴出	第Ⅱ段階の土器群伴出	第Ⅲ段階の土器群伴出
S I 13	→ S I 21	→ S I 22
S I 13	→ S I 29	
	S I 23	→ (S I 33)
	(S I 30)	→ S I 45
S I 58	→ S I 37	→ S I 52
(S I 55)	→ S I 56	→ S I 50

※括弧内は重複関係からの判断

複式炉の形態は基本的に土坑状の土器埋設部(A部)、石組み部(B部)、掘り込み部(C部)に分かれるが、第Ⅰ段階と第Ⅱ・第Ⅲ段階では土器埋設部分の形態に明瞭な違いが認められる。すなわち、第Ⅰ段階の土器が使用されたS I 13、S I 58、S I 60では炉の中軸線に沿った2箇所

第2表 内村遺跡住居群の確認状態

番号	確認状態	重複・備考	番号	確認状態	重複・備考
12	複式炉のみ		46	複式炉のみ	
13	竪穴・複式炉	SI 21・SI 29より旧	47	竪穴・複式炉	
18	土器埋設炉のみ	記述なし・配置図位置有	49	複式炉のみ	配置図位置なし
21	竪穴・複式炉	SI 13より新	50	複式炉のみ	
22	竪穴・複式炉	SI 21より新	51	複式炉のみ	
23	竪穴・複式炉	SI 33より旧	52	竪穴・複式炉	SI 37より新
29	複式炉のみ	SI 13より新	53	複式炉のみ	
30	竪穴・複式炉	SI 45より旧	54	竪穴・複式炉	
31	複式炉のみ		55	複式炉のみ	
33	竪穴・複式炉	SI 23より新	56	複式炉のみ	SI 50より旧
34	複式炉のみ		58	複式炉のみ	SI 37より旧
35	竪穴・複式炉		59	竪穴・複式炉	
37	竪穴・複式炉	SI 58より新、SI 52より旧	60	竪穴・複式炉	
39	竪穴住居跡	異系統土器	63	複式炉のみ	記述なし・配置図位置有
40	竪穴・複式炉		69	土器埋設炉のみ	
45	複式炉のみ	SI 30より新			

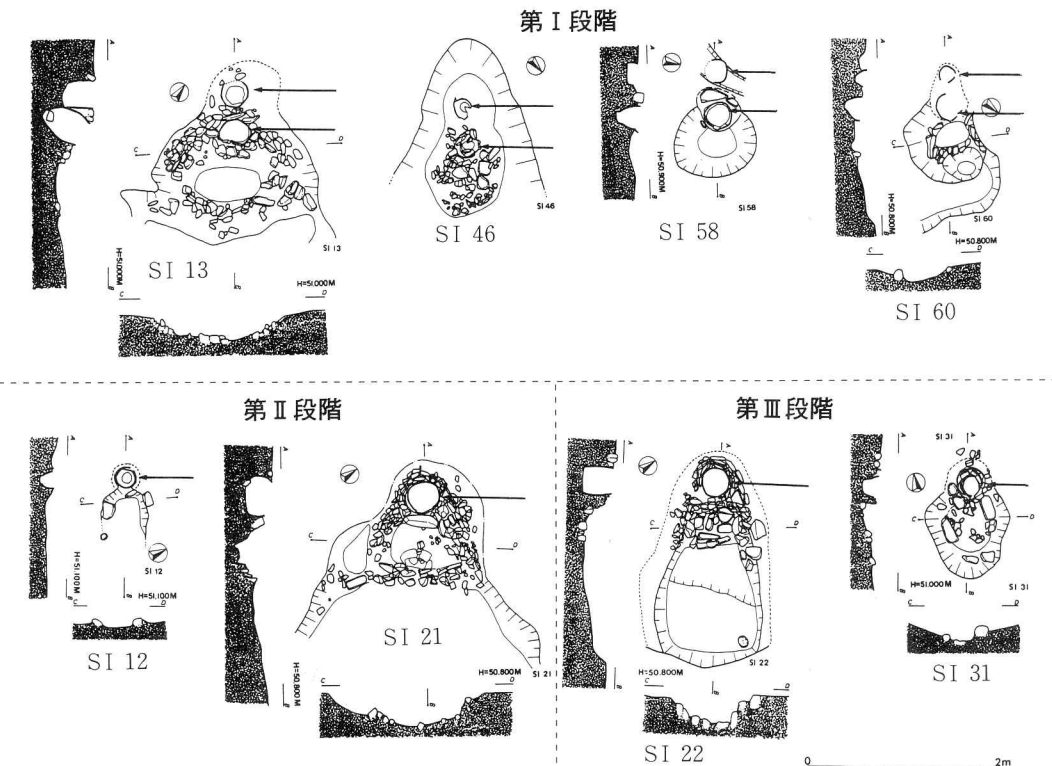
に2個の土器が埋設されるのに対し、第Ⅱ・第Ⅲ段階の土器を用いた他の炉では二重に埋設されるものはあっても、埋設箇所は1箇所に限られる。したがって、出土土器が文様のない粗製土器であるS I 46についても、第Ⅰ段階の土器を埋設した炉と同様の形態をもつことからそれらとの同時存在の可能性が指示できる（第9図）。

S I 47竪穴住居跡はプランの確認された住居跡のなかでは最大の規模をもつ住居跡である。この住居跡の炉の埋設土器は抜きとられており、他の竪穴住居跡との重複関係もない。住居跡内からの出土土器は直接に各段階の土器群と比較するには不十分な破片資料ばかりであるが、一応、第10図—3・4に示すような隆線構成の土器が覆土中から出土し、沈線区画による土器が床面から出土する傾向がうかがえる。したがって、この竪穴住居跡についてはほぼ第Ⅱ段階相当におくことができると考える。

以上の作業から、出土土器によって直接に分けられるものを含めて、対象とした27軒の住居跡と各段階の土器群との対応は以下のように要約可能と思われる。

第Ⅰ段階 S I 13、S I 46、S I 55、S I 58、S I 60

第Ⅱ段階 S I 12、S I 21、S I 23、S I 29、S I 30、S I 34、S I 35、S I 37、S I 40、S I 47、S I 51、S I 56



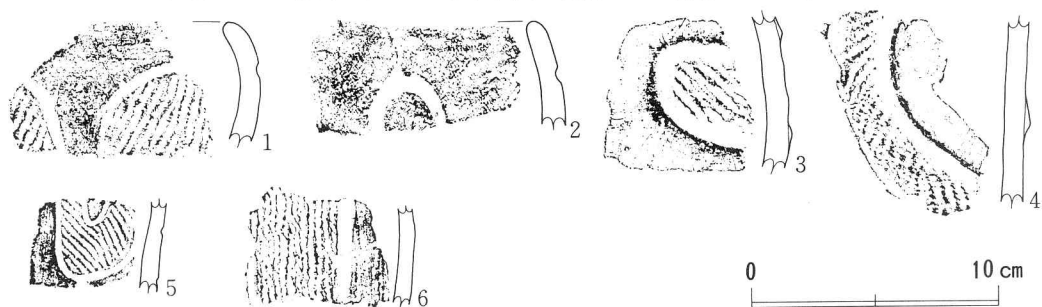
第9図 各段階の複式炉形態（矢印が埋設土器の位置）

第Ⅲ段階 S I 22、S I 31、S I 33、S I 45、S I 49^(註37)、S I 50、S I 52、S I 54、S I 59

遺構全体図でこの3段階の住居群配置を示したのが第11図である。調査区を一つの集落として各段階ごとにその住居構成をみると、まず第Ⅰ段階はS I 13の規模の大きな住居1軒とその他4軒の比較的規模の小さな住居で構成されている。S I 55とS I 58についてはその近接した関係から異時期の可能性もあるが、大規模住居1軒と小規模住居最低3軒の同時存在は複式炉の斉一性や住居配置の点からみてもほぼ確実であろう。複式炉の中軸線の方をみると、調査区中央を向くS I 13、S I 58、S I 60とそれらと異なる方向を指すS I 46、S I 55とがあるが、調査区中央に遺構の存在しない広場を形成する配置は、この段階からあったとみることができると。次の第Ⅱ段階では規模の大きな住居としてS I 47が1軒、中程度の規模の住居としてS I 21、S I 37、S I 23が3軒、その他規模の小さい住居が9軒の計13軒の住居で集落が構成されている。しかし、配置図が示すように各住居跡はきわめて近接しており、これらの住居跡群はさらに時期の異なる小さな単位群に分割可能と考えられる。S I 34、S I 35、S I 51、S I 56を除いた複式炉中軸線が広場を向く9軒の住居跡群を、前段階の広場形成の中核をなす大規模住居1軒と小規模住居2軒の住居群構成単位とのかかわりで分析すれば、あるいはその小単位群が抽出可能かも知れない。また例えば前段階のS I 46からこの段階のS I 34への変遷や、同じくS I 55からS I 35、S I 51、S I 56への変遷は炉の方向からみてかなり確度の高いものと考えられ、そうした異方向住居の変遷も鍵になるかも知れない。いずれにせよ、より細かな土器や住居構造の分析が必要であろう。またほかにこの段階での特色として、S I 47の大規模住

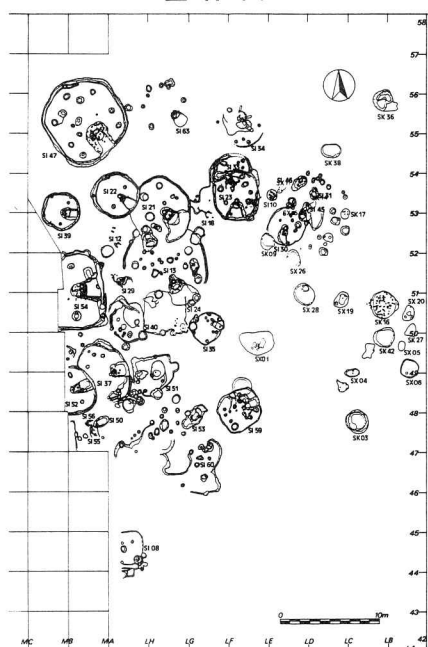
〈S I 47 竪穴住居跡出土土器〉

報告書中にも8点の破片資料が図示されているが、ビニール袋で5袋分の出土土器は全て破片であり、器形・大様の全体を知り得る土器はない。出土位置は、1・5が《S I 47面》、2～4が《S I 47マイ(埋土)》の註記があり、前者が西側床面、後者が覆土中と思われる。1は幅の広い沈線区画の中に0段3条のLRの撚紐を回転した縄文が施されている。器形は口縁の内湾するキャリパー形の深鉢か、鉢となるだろう。2も同じく内湾口縁の深鉢あるいは鉢であるが、逆「U」字形の区画の内部に縄文が施文されている。縄文の種類は摩滅しているため判別できない。3・4は、区画内に縄文施文した後、区画に沿って粘土紐を貼付け隆線化させている。3はLR、4はRLの原体を用いている。5は区画を細沈線によって描く土器である。区画内の縄文はRLを用いている。

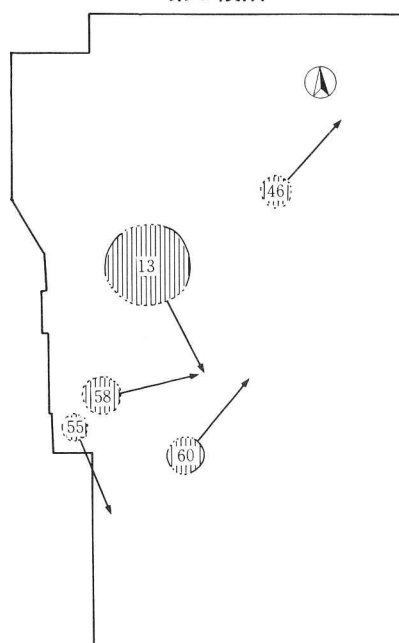


第10図 S I 47 竪穴住居跡出土の土器

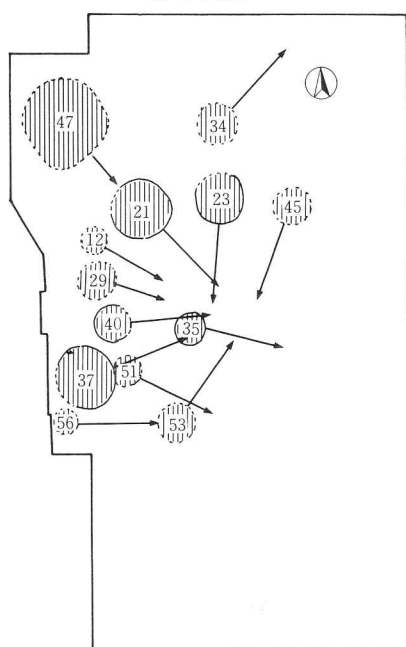
全体図



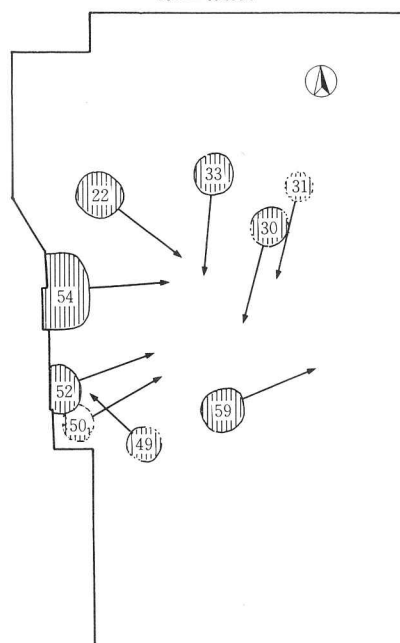
第 I 段階



第Ⅱ段階



第Ⅲ段階



第11図 内村遺跡住居跡群の変遷（矢印は炉の中軸線）

居の出現が挙げられる。大規模住居は既に第Ⅰ段階でもS I 13の住居跡があるが、複式炉の取り付く側の壁が直線的になり、平面形が四角形ないしは五角形に近づく点で前段階の円形基調の大規模住居と明らかに異なる。この形態の住居は次段階のS I 54に引き継がれるが、同形態の住居は御所野台地の地蔵田B遺跡にもある。第Ⅲ段階にはこの大規模住居としてS I 54が1軒と、その他の小規模住居8軒がある。これらの住居群のうち、S I 30とS I 31、S I 50とS I 52とが近接しており、それらの間での同時存在は想定不能であるから、集落の構成としては大規模住居1軒と小規模住居6軒が考えられる。この段階での住居群配置はきわめて象徴的に行われ、全体としては広場を囲む環状に住居が構築されながら、S I 54の大規模住居を境として南北両群に3軒ずつの小規模住居が位置する、規制の強い状況がうかがえる。また異方向住居は南群に2軒存在するが北群での異方向住居はなくなる（S I 63を同時期とした場合にはこの段階まで残存するとみなければならない）。

一応、内村遺跡の住居群の変遷をこのようにたどり得る。この変遷を第Ⅰ段階から第Ⅲ段階までの土器変遷と照らすと、第Ⅰ段階から第Ⅱ段階へは複式炉の形態の違いとして、また第Ⅱ段階から第Ⅲ段階へは住居配置の規制強化という遺構面での画期と対応させることが可能であろう。また住居配置にきわめて強い規制の働く第Ⅲ段階の集落像は、その背後の集落構成員にある種の原理的規制の働いていたことを推測させるが、今回の作業の範囲内では以上のような住居配置上の変遷過程を明らかにできるに留まる。

Ⅵ 結び

内村遺跡出土土器群と住居跡群との変遷を、ある程度明らかにすることができたと考える。集落としての内村遺跡はこの3段階を経て消える。恐らくはこれ以後——県内では地蔵田B遺跡から下堤F遺跡までに代表される中期後葉後半から末葉の時期——、さして距離を隔てない箇所に居住区域が移されたのであろう。第Ⅲ段階土器群の後続型式に属するS X 66の埋設土器の存在が、内村遺跡近傍で集落が営まれ続けたことを示唆している。このような集落形成後さほど時間を経ずに後続する時期の土器が埋設される類例には、御所野台地の坂ノ上E遺跡がある。坂ノ上E遺跡では内村第Ⅲ段階相当時期の集落が営まれた後、中期最終末の土器が最少でも4基埋設されている。憶測に過ぎないが、このような埋設土器が土器棺として使用されたと仮定した場合、集落は廃絶後墓域として利用されたことになり、集団の移動にともなう廃絶集落の推移パターンのひとつとして興味深い。

また、このような1遺跡内での特殊な土器の検出例は、同一様式内の他型式土器のほか、異なる様式間に起こる例もある。

山形県村山市・中村 A 遺跡は、内村遺跡とほぼ同じ時期かその直後に比定できる遺跡であるが、ほぼ純粋な形の加曽利 E 4 式土器が土坑内から横倒しになった状態で出土している^(註38)(第 8 図—4)。海岸部から最上川づたいに内陸に入った山形盆地の中央に位置するこの遺跡は、地理的には奥羽山派を挟んで仙台平野と隣接し、最上川上流の米沢盆地を介して福島盆地とも繋がる位置にある。こうした大木式土器様式の分布圏内の真っ只中に忽然と現れる関東系の土器の存在はまさに異様でもあり、かつこの時期の地域間・集団間の交流が遺跡を中心とした小地域を遙かに越えて、列島規模の動きの大きさも合わせもっていたことを十二分に示している。恐らく、日本海沿岸では庄内平野を介し、また内陸部では雄勝峠を挟んで山形と隣接する秋田県中央部から南部にかけての内村遺跡が含まれる地域も、当然そうした動きにさらされたはずであり、さらにより北側の地域との関連も、中期後葉の東日本全体を包括した変動のなかにあったことが推し量られる。

内村遺跡資料の検討は、もとより秋田県内陸南部の 1 遺跡での縄文時代中期後葉の土器様相についての仮説を提示し、集落としての変遷をたどったにとどまるが、今後の当該時期の土器研究は、当面の課題として、集落構成の背後にある遺跡単位の集団構造解明を目標にして進める必要があるように思われる。そして、冒頭の I にも述べたように遺跡単位ないしは小地域内での集団構造と同時に、より広汎な集団構造の差異をも視野にいれ、東日本全体の土器様相にあらわれた変動の中に、遺跡から得られる考古学的情報をどのように再編成し、歴史的な位置付けを図ってゆくか、ということがその中心課題としてかかってくるように考えられる。

本稿は昭和59年度に秋田県埋蔵文化財センターが行った、県内縄文土器集成作業を契機としています。集成作業の多くは能登谷宣康氏、本稿で用いた土器展開模式図のトレースは、熊谷雅子、高橋弘美氏に労を取って戴きました。また資料の閲覧に際しては秋田市教育委員会の方々のご便宜を戴き、さらに福島県立博物館、森幸彦氏からの御教示、秋田県埋蔵文化財センター、栄一郎、武藤祐浩両氏からの助言を戴きました。記して謝意を表します。

註

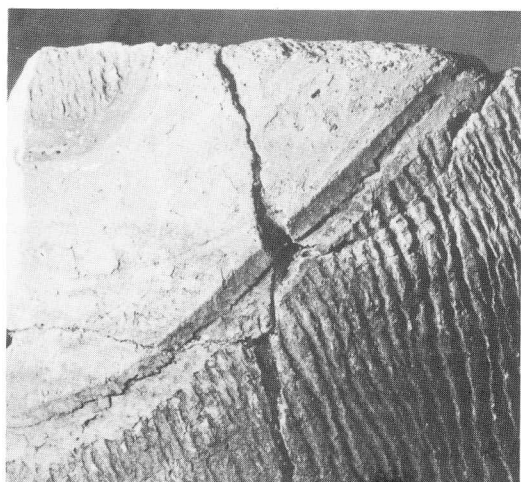
- 註 1 山内清男 「縄紋土器型式の細別と大別」 『先史考古学』 第 1 巻第 1 号 1937(昭和12年)
- 註 2 秋田県 『秋田県史考古編』 1960(昭和35年)
- 註 3 奈良修介・豊島昂 『秋田県の考古学』 1967(昭和42年)
- 註 4 安孫子昭二 「関東・中部地方」 『縄文土器大成 3 一後期』 1981(昭和56年)
- 註 5 今村啓爾 「称名寺式土器の研究(上)」 『考古学雑誌』 第63巻 第 1 号 1977(昭和52年)
- 註 6 柳沢清一 「称名寺式土器論(前編)」 『古代』 第63号 1977(昭和52年)
- 註 7 林謙作 「縄文文化の発展と地域性—東北」 『日本の考古学Ⅱ—縄文時代』 1965(昭和40年)

- 註8 秋田県教育委員会 『梨ノ木塚遺跡発掘調査報告書』 秋田県文化財調査報告書第63集
1979(昭和54年)
- 註9 秋田県教育委員会 『内村遺跡発掘調査報告書』 秋田県文化財調査報告書第82集
1981(昭和56年)
- 註10 秋田県教育委員会 『小阿地、下堤・坂ノ上遺跡発掘調査報告書』 1976(昭和51年)
- 註11 秋田市教育委員会 『秋田市秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書一坂ノ上E
遺跡他』 1984(昭和59年)
- 註12 秋田市教育委員会 『秋田市秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書一下堤E遺
跡・下堤F遺跡他』 1985(昭和60年)
- 註13 秋田市教育委員会 『秋田市秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書一湯ノ沢B
遺跡他』 1983(昭和58年)
- 註14 秋田市教育委員会 『秋田市秋田臨空港新都市開発関係埋蔵文化財発掘調査報告書一地蔵田B
遺跡・台A遺跡』 1986(昭和61年)
- 註15 比内町教育委員会 『本道端遺跡』 1986(昭和61年)
- 註16 鹿角市教育委員会 『天戸森遺跡』 鹿角市文化財調査資料26 1984(昭和59年)
- 註17 秋田県教育委員会 『東北縦貫自動車道発掘調査報告書Ⅲ』 1981(昭和56年)
- 註18 富樫泰時 「円筒土器分布圏の意味するもの」 『北奥古代文化』 第6号 1974(昭和49年)
- 註19 複式炉内の埋設土器として多用されることは、他の時期の土器にはない大木9式・大木10
式土器の特性である。炉の埋設土器として検出されることにより、土器はほとんど遺構(住
居跡)そのものとなり、遺構の重複関係は即ち土器の新旧関係を表すことになる。これは細
分型式設定の根拠でもある。しかし、逆の見方をすればそのようにして決められる型式は複
式戸の埋設土器といういわば特殊な土器に拠っているわけであり、したがって型式概念の性
格も、他の時期の土器のそれとはおのずと異なるであろう。
- 註20 土器型式を地域的集団の表徴としてとらえる見方は、多く指摘されているように『考古学手帳』に
よった同人らによって切り開かれた。現在では異系統土器共存の問題から集団間の通婚の問
題まで論じられるようになっていく。
- 鈴木正博 「婚姻動態から観た大森貝塚」 『古代』 第67号 1980(昭和55年)
- 佐々木藤雄 「縄文時代の通婚圏」 『信濃』 第33巻第9号 1981(昭和56年)
- 註22 須藤隆 「東北地方における縄文集落の研究」 『東北大学考古学研究報告1』
1985(昭和60年)
- 註22 丹羽茂 「大木式土器」 『縄文文化の研究4』 1981(昭和56年)
- 註23 柳沢清一 「大木10式土器論」 『古代探叢』 1980(昭和55年)
- 註24 宮城・上深沢例に大木9新旧両型式の中間に当たる資料を認められているが、その具体的
内容には触れられていない。
- 註25 特に大木9式土器を2分した資料内容に明らかである。
- 註26 林氏は注7文献で2分説を、その翌年3分説を打ち出したとされる(註23文献)。3分説の出
された文献原典にはあたっていないが、註7文献と柳沢氏が示した図によって
- ①大木9a式:口縁部文様帯と体部文様帯の別があるキャリパー形深鉢に、口縁部では貼り
付けによる渦巻き文、体部では磨消縄文による沈線区画の逆「U」字状懸垂
文、蕨手状垂線が描かれる。
- ②大木9b式:口縁部文様帯と体部文様帯の別のない頸部のくびれる外反口縁の深鉢に、貼

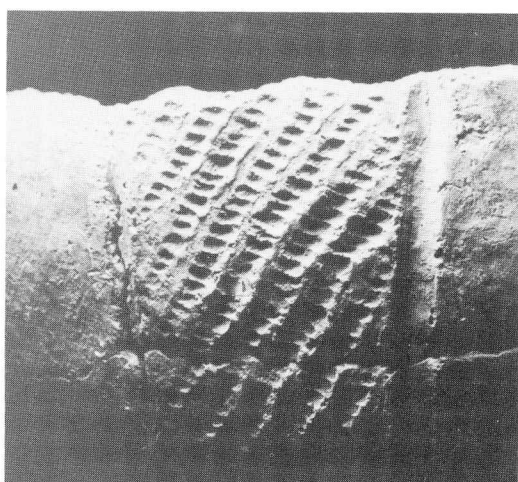
り付けによる渦巻き文と逆「U」字状懸垂区画文が連結して描かれる。

③大木9c式：貼り付けによる渦巻き文は消失し、外反口縁の深鉢、波状口縁のキャリパー形深鉢の口縁直下から縦位楕円文、逆「U」字状懸垂区画文が描かれる。
のようにそれぞれを理解している。

- 註27 ほぼ脱稿しようとするころ、柳沢氏の次の論文に触れることができた。このなかで氏は昭和55年以降蓄積されてきた秋田、山形、岩手、青森などの資料を用いて東北地方の大木9—10中間式の問題を論じている。
柳沢清一 「東北縄文中・後期編年の諸問題その1——中期末葉の編年上——」『古代』 第84号 1987(昭和62年)
- 註28 成田滋彦 「青森県の土器」『縄文文化の研究4』 1981(昭和56年)
- 註29 本間宏 「縄文時代後期初頭土器群の研究(1)」『よねしろ考古』 第3号 1987(昭和62年)
- 註30 大迫町教育委員会 「観音堂遺跡」大迫町文化財報告第11集 1986(昭和61年)
- 註31 逆「U」字状懸垂区画文の「図と地の逆転」による「H」字状の区画文の生成に、関東系土器の影響も考えられないものであろうか。東京・埼玉の中期後半編年の第Ⅵ段階には体部上半と体部下半にそれぞれ施こされた振幅の大きな波状の沈線によって、「H」字形を連ねた無文部分の作られるキャリパー器形を呈する土器がある。構図上の類似度は大きいように思われる。
- 註32 県内では秋田市湯ノ沢D遺跡第8号住居跡に、波状口縁の浅鉢形土器に注ぎ口をつけた完形土器の出土例がある。内村遺跡とはほぼ並行する時期にあたる。
- 註33 同じく県内での壺形土器の出土例には秋田市下堤E遺跡第17号住居跡の炉埋設土器、比内町本道端遺跡の第21号住居跡覆土中からの出土土器がある。いずれも内村遺跡よりは後出の土器と考えられる。
- 註34 秋田県教育委員会 『東北横断自動車道秋田線発掘調査報告書Ⅰ』 秋田県文化財調査報告書第150集 1986(昭和61年)
- 註35 口縁部の直下で沈線を水平に巡らし、それに刺突列を沿わせる土器は大木10式の新しい段階にもある。しかし、この場合には刺突が横から行われる点で内村などの例と異なる。また最も大きな違いは器形の面に現れ、内村例などが球形の体部をもつものに対し、大木10式の新しい段階の土器は沈線の巡る部位で屈曲したあと底部までほぼ直線的に降りる。
- 註36 この土器は口縁部の文様帯と体部の文様帯がわかる。口縁部の文様帯では横位に連続した渦巻文が二重の沈線で描かれ、体部の文様帯では同じく二重の沈線で逆「U」字状懸垂区画文が描かれている。また各文様の間には円形の凹文が加えられるなど、その特徴は大木9b式のそれであろう。同じ住居跡の床面出土とされる土器(第7図—1)との懸隔はやはり大きいと認めざるを得ない。炉埋設土器のあり方を端的に示すものと言って良いであろう。
- 註37 SⅠ49については配置図中に位置が示されていないが、SⅠ50とSⅠ60の中間に位置する円形の掘り込み内の土器埋設炉とその脇に設けられたピットがそれである。
- 註38 山形県教育委員会 『中村A遺跡発掘調査報告書』 山形県埋蔵文化財調査報告書第73集 1986(昭和58年)



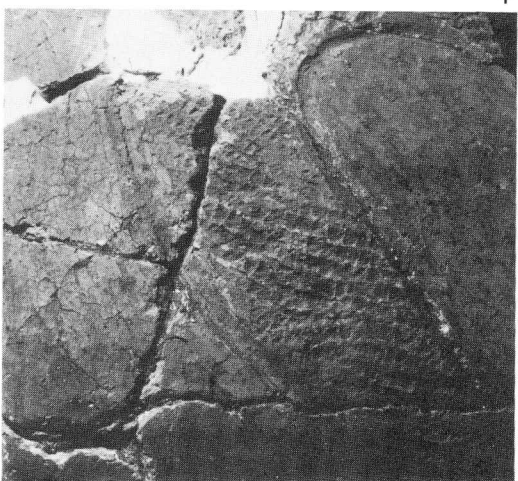
1



4



2



5



3

1. S I 45 炉(外)埋設土器 (第5図-2)
 撚糸文施文後、無文とする部文に粘土を貼り付けた痕跡が、境目の調整沈線の底にある。
2. S I 45 炉(内)埋設土器 (第5図-11)
 縄文施文後、粘土紐を貼付け指頭で調整。
3. S I 54 炉埋設土器 (第5図-6)
 副単位文様内に充填された刺突文。刺突は下から上への方向で施文される。無文部分の調整は非常に丹念に行われている。
4. S I 60 炉埋設土器 (第3図-5)
 区画文内部に0段3条のR $\begin{cases} 1 \\ 1 \\ 1 \end{cases}$ 撚紐を縦に回転して縄文を施す。
5. S I 34 住居跡内出土土器 (第4図-1)
 縄文は細い区画文に沿って回転方向を変えて施文される。

内村遺跡出土土器の施文法・調整法